

高知地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日時

令和2年10月27日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）稲田良吉，上田敏晴，川竹佳恵，黒野功久（委員長），鈴木知彦，高松清之，根岸幸弘，船井守，山崎真人，吉井広幸（敬称略。五十音順）

（事務担当者等）事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，会計課長，総務課長，総務課課長補佐

4 テーマ

（テーマ1）高知地方・家庭裁判所における防災について

（テーマ2）裁判部における新型コロナウイルス感染症対策について

5 議事

(1) テーマ1について

ア テーマに関する説明

会計課長から，パワーポイントを使用して，高知地方・家庭裁判所における防災対策についての現状及び課題についての説明を行った。

イ 意見交換（委員長◎，委員○（裁判所委員を除く），事務担当者■）

◎ これから意見交換を行います。先ほどの説明に対する質問や確認のほか，皆様方の所属団体の取組などの御紹介や，それを踏まえての裁判所への御提言などをいただければ幸いです。

○ 私の所属団体もそうですが，裁判所も多数の事件記録を保管しているほか，個人情報や各種データなど，たくさんあると思うんですが，災害時に

おけるこれらのデータの保護について、例えば電子化して保存する方が安全であるといった方針のようなものはあるのでしょうか。

- 裁判所では各階の執務室に非常持ち出し袋を置いており、非常時には、それに必要最低限のデータ等を入れて持ち出すことにしています。また、パソコン本体は、接続から切り離してロッカーの中に入れて施錠した上で避難することになっています。

裁判所が持つ事件データの多くは、センターサーバが無事であればそれを利用できるという状況です。

- 裁判所が想定している大きな災害被害がイメージしにくいんですが、東日本大震災の被害エリアにある裁判所で、実際に具体的な被害が発生して業務に多大な影響が出たという事例はあったんでしょうか。

- 記憶の範囲になりますが、東日本大震災の際に裁判所の本庁が大きな被害を受けたという情報は聞いておりません。

- そうすると、おそらく裁判所の建物構造が脆弱ということはないでしょうから、地震が起こったら、裁判所の建物内部にいる人の安全確保と避難誘導が最優先の課題になるのではないかと思います。先ほど説明の中で、刑事事件の被告人などの話も出ていましたが、これについては刑務所などとの連携で大きな問題なくやれるのではと思いました。私の印象では、むしろ、その後の通常業務再開に向けた視点が重要なのではないかと感じました。

- 須崎支部については10メートルの津波が予想されているとのことでしたが、そうすると災害が夜間に起きると、次の日は2階建てと言っていた支部の建物はぐちゃぐちゃになっており、とても業務ができる状態ではないだろうと思うんです。そうすると、須崎支部については、本庁や他の支部に比べて、もっと想像力を働かせて対応しなければならないことが出てくるのではないのでしょうか。業務を再開するにしても、ベースとなる建物

が使用できない状態が長く続くのではないかと思いますし、そういった点の対応は、これからの課題として考えていく、ということでしょうか。

■ 須崎支部の件については、先ほどいただいた御意見も参考にして、当裁判所の防災を考えるPTの中で検討をしていきたいと思えます。

○ 私の所属団体が取り組んでいることを少し紹介させていただきたいと思えます。所属団体には災害防止対策委員会というものがあり、委員と市町村の代表者との間で、災害発生時の人材派遣といった所属団体と市町村との連携について話し合う会を年2回開いています。このほか、地域の町内会と合同で災害図上訓練という地図を使って災害対策を検討する訓練や、HUG（ハグ）という、カードに書かれた避難者の年齢、性別、国籍や個別の事情を基にどれだけ適切に避難者を避難所に配置できるか、といったゲーム形式の訓練を、年に数回行っています。

◎ HUGを経験されてみて、いかがでしたか。

○ 実際にやってみると、これはなかなか難しかったです。でも、本当に災害が発生したときに、そこで初めて考えるのと、この訓練を通して一度でも考えておくのとでは、やはり違ってくるのではないかと思います。

○ 実際に災害が発生した場合、例えばそれが夜間や休日であれば、特に今後の業務再開のためにも職員の安否確認は大事になると思うのですが、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

■ 当庁の安否確認につきましては、職員全員から、災害時用携帯電話にメールにより、登庁の可否、本人及び家族の負傷状況及び自宅の被災状況等について連絡をもらうことになっています。安否確認訓練は年に1回以上行っており、本年度については10月23日に実施したところです。実施状況については、職員全体の約95パーセントが参加しております。これを100パーセントにすることが現在の課題です。

○ 自分は様々な建物の管理に関わることが多いですが、建物ごとに防災基

準が異なっているので、それに合わせて地震対策を行うこととなります。関わる建物の数が多いため、関係する人の数も多くなり、非常時の安否確認を含めた全体の管理はなかなか大変な部分になり、教育はしているものの、実際に管理できるとまでは言い難いのが現状です。今後、いろいろブラッシュアップしながら対応していきたいと考えています。

○ 裁判をするためには、裁判官以外にも弁護士などが裁判所に来る必要がありますが、大きな震災が起こった場合、弁護士も裁判期日どころではなくなるでしょうし、裁判所と連絡が取れなくなることも考えられます。そのような場合、期日の取消しや、裁判についての裁判所の方針などは、どのように決められ、告知されるのでしょうか。

■ 大震災のような非常時には、まず開庁できるのかどうか、開庁できたとしても裁判ができるのかどうかを検討することになります。期日の取消しについては、それぞれの裁判官の判断になりますが、大震災では一律に取り消し、その情報をウェブサイト等に掲載するなどしてお知らせする、というようなことが必要だと考えています。

○ 裁判所は組織としても大きく、ハード面もしっかりしているのではないかなと思うんですが、高知のような地方の弁護士だと零細企業のようなもので、震災時に機能を維持することは難しいと思います。検討の際にはそのような点も念頭に置いていただけたらと思います。

○ 例えば、行政で考えると、地震が落ち着き津波も引いたら、次は建物の被害状況、中に入っても大丈夫か、使用できるのかという判断が必要になり、市町村にとっては罹災証明の発行という、普段はない大変な業務が始まることとなります。裁判所でも、震災の発生に伴って、同じように普段はない、しかし国民の裁判をする権利を守るために必要な大変な業務が出てくる可能性があるのではないのでしょうか。こういった点について、東日本大震災や様々な震災のケースを調べ、情報収集して、高知の対策につな

げていくことが大事ではないかと思えます。

- ◎ 震災後、段階を踏んで再開していくことは想定していますが、どの段階で何を再開し、あるいはどのように情報提供を行っていくかということについては絶えず検討していかなくてはいけないと思っております。
- 熊本地震を経験した医師の講演を聞く機会があったのですが、その医師によると、余震がかなり続くいて建物が常に揺れている状況が発生するため、建物は耐震ではなく免震でなければとても業務はできない、とのことでした。熊本地震の際には地震後2日目、3日目から病院に人が押し寄せてきたとのことであり、「それに対応するためにも医師と言えども自分の命を第一に考える必要がある。」という言葉がとても印象に残っています。一番強烈だったのは「南海トラフ地震が発生した場合、まず東海地方に人を回すだろうから、高知に多くの人出が割かれることはないのではないか。だからこそ、自分達が守る、お互いに助け合うという意識を持って取り組む必要があると思う。」という言葉でした。

(2) テーマ2について

ア テーマに関する説明

パワーポイントを使用して、民事首席書記官及び刑事首席書記官より、裁判部における新型コロナウイルス感染症対策の取組（主として法廷やラウンド法廷の状況）についての説明を行った。

イ 意見交換（委員長◎，委員○（裁判所委員を除く），事務担当者■）

- ◎ 今の説明につき、分かりにくかった点や確認しておきたい点はありませんでしょうか。
- 傍聴希望者や、裁判員候補者が体調不良を訴えた場合は、その人たちは欠席してもらうことになるんですか。
- 先日、来庁された裁判員候補者が熱の症状を訴えるという事案がありましたが、その情報に接した時点でその方には辞退いただきました。今後も

同様の対応を行う予定です。

◎ それでは意見交換に移ります。先ほどと同様、裁判所の説明に対する質問や確認のほか、皆様方の所属団体の取組などの御紹介をお願いいたします。

○ 私の所属組織では検温を必ず行うようにしています。体温について37度5分以上とか、平熱より1度高い、という基準を設け、記録も毎日必ず残すようにしています。状況によってはなかなか実施が難しいかもしれませんが、こういう取組も大切かなと思っています。

裁判所でも何か対策を行っているのではないかと思います。その辺りをお聞かせいただけないでしょうか。

■ 裁判所でも、検温のための非接触型の体温計は準備しています。ただ、裁判員の選任手続の場合などは、多数の人が集まる状態になるため、手続の進行面等を考えて、検温は必要に応じて行うこととしています。その前提として、来庁者に対しあらかじめ「体調不良の方は必ず申し出てください」というアナウンスをしっかり行い、体調不良の方は必ず申し出てもらうようにしています。また、職員についても、体調不良があるときは直ちに上司に申し出るよう、指導をしています。

○ 飛行機でマスクをしない人が搭乗を拒否される事例がありましたが、裁判所では、マスク着用の協力を要請したがそれに従わなかったため、退廷を命じられたようなケースはあるのでしょうか。

■ 飛行機の実例は耳にしていますが、裁判所ではそこまでの対応をするのは難しいのではないかと考えています。

○ 傍聴人は話すことはないのですが問題はないのかもしれませんが、当事者についてはどうなのでしょう。

■ 現在、ほとんどの当事者はマスクを着用していますが、中には体調等の関係か、法廷中に時折マスクを外す人もいます。ですが、それをもって退廷

をさせたような事案はありません。

- 自分はDNAやRNAを扱っていますが、新型コロナウイルスはRNAウイルスであり、もともと細胞に取り付きにくい弱いウイルスです。それがこれだけ蔓延しているということは、相当大量のウイルスが出ているのだらうと考えます。そんな中で確実に頼りになるのは、自分の経験を踏まえても、手洗いと70パーセントエタノールによる消毒です。手指の消毒をきちんとすれば、感染リスクはかなり減らせるのではないかと思います。また、換気も非常に重要です。例えば最近の焼肉屋などは、換気システムで全く匂いがありませんが、今後は公共の場でも、ああいう換気システムを採り入れていくことで感染リスクを抑えられるのではないかと思います。

消毒については、裁判所も玄関などにジェルタイプの消毒液を置いていますが、このようなタイプが苦手な人もいます。苦手であれば消毒を避ける可能性もある。そのような点も考えながら、関係者が手洗いと殺菌をきちんと行うシステムを作ることも大切なのではないのでしょうか。

- 事件記録について、少し現状の流れを説明させていただきたいと思います。私の所属組織で扱うのは刑事事件になりますが、刑事事件の事件記録はほぼ紙です。保存する記録も、もちろん紙になります。この紙ベースの事件記録を電子データ化することはほぼありませんし、やっておりません。ただ、災害のことを考えた場合、紙の事件記録は滅失してしまうとどうにもならない、ということは、東日本大震災などを経てかなり認識が共有されています。そのため、事件記録の在り方について議論はされていたところ、今回のコロナウイルスの影響で、対面を避けることと、押印の廃止の議論が急速に進んでおり、これを受けて、記録の電子データ化についての議論も進みそうな状況になっております。私どもも、議論の行方を見守っている状況です。

- 今年の4月から5月に緊急事態宣言が出された際、軒並み裁判の期日が

取り消されるということがありましたが、これについて、裁判所として対応の検証を行ったり、あるいは今後行う予定はあるのでしょうか。また、今後また新型コロナウイルス感染症の流行が広がった場合の対応について、何か議論はされているのでしょうか。

- ◎ その点については、これまでの状況や科学的知見なども踏まえて、現在検討が行われているところです。先ほどの裁判所の説明に、傍聴席の数を少し増やしたという内容がありましたが、これも専門家による医学的知見を踏まえて対応をしたものです。
- ◎ そろそろ予定の時刻となりました。本日は、貴重な御意見、御提言をたくさんいただき、ありがとうございました。